

徳島県選挙管理委員会告示第百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	六九、七六六人
鳴門	一五、四六八人
小松島・勝浦	一一、九六九人
阿南	一九、四六一人
吉野川	一〇、九二一人
阿波	九、九二一人
美馬	九、八六四人
三好第一	六、六二九人
名西	八、三二五人
那賀	二、一三八人
海部	五、二二九人
板野	二七、〇二四人
三好第二	三、七七九人